

岐阜県公報

第二千三百五十四号
平成二十四年六月十五日

(金曜日)

目次

告 示

管理美容師資格認定講習会の指定
管理美容師資格認定講習会の指定
道路の供用開始

(生活衛生課) 三九一
(同) 三九二
(道路維持課) 三九二

公 示

岐阜県後期高齢者医療広域連合の規約の変更の届出
特定非営利活動法人の定款変更認証申請
落札者等に関する公示
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
大規模小売店舗の廃止の届出に関する件
公共測量の実施
土地改良区役員の退任及び就任
土地改良区の定款の変更認可
岐阜県収用委員会の審理の開始

(市町村課) 三九二
(環境生活政策課) 三九二
(産業技術課) 三九三
(商業流通課) 三九三
(同) 三九三
(用地課) 三九四
(揖斐農林事務所) 三九四
(同) 三九五
(収用委員会) 三九五

告 示

岐阜県告示第百八十一号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一条の四第二項の規定により平成二十四年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十四年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 主催者の名称及び住所
財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆敏
東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロンティアビルB棟九階
- 二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
財団法人理容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階
- 三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
平成二四・一一・一九	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 羽島市文化センター
同 一一・二六	衛生管理	同
同 一二・三	衛生管理	同

岐阜県告示第二百八十二号

美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により平成二十四年度管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成二十四年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 主催者の名称及び住所

財団法人美容師美容師試験研修センター 理事長 小早川 隆敏

東京都江東区有明三丁目七番二六号有明フロントエアビルB棟九階

二 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地

財団法人美容師美容師試験研修センター 東海ブロック事務所

愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一四番二〇号ザ・スクエア二階

三 開催日等

開催年月日	講習内容	開催場所
平成二四・一一・一九	公衆衛生 衛生管理	羽島市竹鼻町丸の内六丁目七番地 羽島市文化センター
同 一一・二六	衛生管理	同
同 一二・三	衛生管理	同

岐阜県告示第二百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十四年六月十五日から一週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域又は 決定又は 変更の告知 年月日) ほか
県道	岐阜 島線	岐阜市茜部大川二丁目一番六 地先から 同市同 地先まで	九・〇	平成 二四・六・一五	平成 二四・六・一五 平成 二七・四・一

公 示

岐阜県後期高齢者医療広域連合の規約の変更の届出

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第三項の規定により岐阜県後期高齢者医療広域連合長から届出のあった岐阜県後期高齢者医療広域連合の規約の変更については、平成二十四年五月十五日付けで受理したので、同条第五項の規定によりその旨を公表する。

平成二十四年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十四年五月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さんしょうの会
 三代 表 者 の 氏 名 志賀 厚子
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市三福寺町二二九番地
 五 定款に記載された目的 この会は、一人一人の障害児者の尊厳が尊重される社会の実現を基本に据え、障害児者が地域で生き、地域との交流を図りながら、心豊かに生活できる場づくりを目的とした事業を行い、障害児者の福祉増進に寄与することを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。
 平成二十四年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 家庭版ESCO導入可能性調査業務 一式
 - 2 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
 - 3 入札公告を行った日 平成24年3月9日
 - 4 落札者を決定した日 平成24年5月9日
 - 5 落札者の氏名及び住所 岐阜県岐阜市市橋6 9 23
大日本コンサルタント株式会社 岐阜営業所
所長 芦川 慎太郎
 - 6 落札金額 21,777,570円
 - 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
 (1) 部署の名称 岐阜県商工労働部産業技術課
 (2) 所在地 岐阜県岐阜市数田南2 1 1
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。
 なお、その変更届出書等は平成二十四年六月十五日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び西濃振興局揖斐事務所において縦覧に供する。
 また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。
 平成二十四年六月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日 平成二十四年六月六日
 - 二 届出者の氏名又は名称 大和情報サービス株式会社
 - 三 建物の名称及び所在地 ゲンキー池田店
揖斐郡池田町本郷字出口五八一番一 外
 - 四 変更した事項
建物設置者の代表者の氏名
 (変更前) 大和情報サービス株式会社 代表取締役社長 福島長男
 (変更後) 大和情報サービス株式会社 代表取締役社長 藤田勝幸
- 大規模小売店舗の廃止の届出に関する件
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。
 平成二十四年六月十五日
- 岐阜県知事 古 田 肇
- 一 届出者の氏名又は名称

揖斐川左
岸用水土
地改良区

平成
二四・
四・
一

理事	森本孝嗣	揖斐郡揖斐川町北方	二〇〇六番地
同	森本英世	同	一九四二番地八
同	香田昭治	同	一八三六番地
同	森本幸平	同	一四〇六番地二
同	折戸夏雄	同	一二七五番地
同	野田博	同	一一七一番地一
同	太田千年	揖斐郡揖斐川町極楽寺二〇七番地一の一	
同	若原清	上南方	七七一番地
同	今村傳男	同	四三六番地
同	太田義弘	同	一四一四番地一
同	末永孝義	揖斐郡揖斐川町若松	二九四番地
同	渡邊了司	同	房島 六五二番地
同	宗宮善和	同	一五二番地
同	遠藤三影	同	一一五一番地
同	宗宮昭市	揖斐郡揖斐川町三輪二七四番地二四	
同	石原正生	同	一一九二番地一
同	高田晃一	同	四三三番地二
同	瀬古和世	揖斐郡揖斐川町志津山	四七二番地
同	細野利男	同	上三野一七三番地二
同	藪下勝間	同	長良 四七六番地
監事	林正篤	同	北方 一六六三番地
同	花木幹雄	同	上南方一三六九番地
同	八幡一夫	同	三輪 一〇六一番地

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土

地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月十五日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区名	認可年月日
揖斐東土地改良区	平成二四・六・一五

岐阜県収用委員会の審理の開始

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり岐阜県収用委員会の審理を開始するので、岐阜県収用委員会運営規則（昭和五十四年岐阜県収用委員会規則第一号）第七条の規定により公告する。

平成二十四年六月十五日

岐阜県収用委員会

会長 端 元 博 保

- 一 起業者の名称
- 各務原市
- 二 事件名
- 各務原市道九百三十二号線改築工事（岐阜県各務原市鷺沼羽場町六丁目、鷺沼羽場町七丁目及び鷺沼羽場町八丁目目地内並びに同市鷺沼真名越町一丁目目地内から同市鷺沼西町四丁目目地内まで）に係る収用事件
- 三 期日
- 平成二十四年六月二十一日（木） 午前十時から
- 四 場所
- 岐阜市藪田南五丁目一四番一二号
- 岐阜県シンクタンク庁舎五階大会議室

平成二十四年六月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社